

総務事業常任委員会会議録

令和7年7月2日

忠岡町議会

忠岡町議会総務事業常任委員会会議録

日 時 令和7年7月2日(水) 午前10時00分開会

場 所 委員会室

1. 出席委員

総務事業常任委員会委員長	河瀬 成利
副委員長	河野 隆子
委員	北村 孝
委員	森野 良一
委員	尾崎 孝子

1. 欠席委員

なし

1. 出席理事者

町 長	是枝 綾子	教 育 長	大塚 孝
町長公室長	立花 武彦	町長公室次長兼秘書人事課長	
総務課長	森野 英三	中定 昭博	
経営戦略課長	岩佐 式人	経営戦略課参事	岩根 由佳
自治防災課長	朝野 恵美	税務会計課長兼会計管理者	
税務会計課参事	村田 健次	長谷川太志	
産業住民部長	新城 正俊	産業住民部次長兼生活環境課長	
産業住民部次長兼住民人権課長		小倉由紀夫	
	谷野 彰俊	土木課長	橋本 珍彦
産業建築課長	坂本 健三	消 防 長	岸田 健二
消防次長兼予防課長	下川 浩幸	消防署長兼警防課長	森田 憲久
消防総務課長	和田 衛太		

1. 本議会の職員

事務局長	南 智樹
事務局係長	酒井 宇紀

委員長（河瀬 成利議員）

おはようございます。

委員皆様方には、ご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから総務事業常任委員会を開会いたします。

（「午前10時00分」開会）

委員長（河瀬 成利議員）

本日の会議は傍聴を許可しておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

本日の出席委員は全員ですので、委員会は成立いたしております。

委員長（河瀬 成利議員）

会議録署名委員には、委員会条例第26条の規定によりまして、3番北村 孝委員を指名いたします。

委員長（河瀬 成利議員）

開会に先立ち、町長よりご挨拶いただきます。

町長。

町長（是枝 綾子町長）

皆さんおはようございます。委員皆様方におかれましては、ご多忙のところ総務事業常任委員会にご参集くださり、ありがとうございます。

明日7月3日から第27回参議院議員選挙が始まります。期日前投票が7月4日（金）から7月19日（土）の間、本庁舎の1階のロビーにて行われますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、6月30日の本会議にご提案させていただきました議案のうち、総務常任委員会に付託されました議案につきましてでございます。

よろしくご審議のほど、よろしく願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

6月30日の本会議において本委員会に付託を受けました議案3件、審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。議案書に基づき議事を進めてまいります。

説明者は、ページ数を言ってから説明をお願いいたします。発言の際は、議員、理事者の皆さん、「委員長」と言っていただき、私がお名前をお呼びしてから発言していただき

ますようお願いいたします。

また、発言者はマイクのスイッチを押してから発言されますようよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

それでは、案件、令和7年第2回忠岡町議会定例会付託案件についてを議題といたします。

議案第35号 忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正についてを担当課より説明を求めます。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議案書43ページをお願いします。

議案第35号、忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明いたします。議案第35号秘書人事課資料1をご覧ください。

条例改正の背景ですが、令和6年8月に人事院の勧告、人勧に伴う公務員人事管理に関する報告において盛り込まれた内容で、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い条例改正を行うものでございます。

条例改正の内容ですが、本議案では2本の条例を改正いたします。

まず1つ目、忠岡町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正については、職員から妊娠または出産の申出が人事担当課にあった場合に、出産や育児等に関する制度を知らせることと、それら制度を利用するかどうかの意向確認することを明文化し、条例に規定するものでございます。

2点目、忠岡町職員の育児休業等に関する条例の改正についてですが、現在の制度で、育児のために1日につき2時間の範囲内で勤務しないこととできる制度がございます。これに加え、1年につき10日相当の範囲内で勤務しない、つまり休暇ということですが、これを選択肢として加えるのが今回の改正でございます。

今後は、育児に際し、希望する職員はこれら2つのうちいずれかを選択できることとなります。

条例改正による影響ですが、妊娠や出産をする職員に対して当該職員に有用となる制度の周知及び確認が適切に行われることと、育児に際し、職員の休暇・休業取得パターンが増え、制度の利便性が向上することとなります。

議案第35号秘書人事課資料2では、新旧対照表をご用意しております。施行日は令和7年10月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は以上のとおりです。ご質疑をお受けいたします。

委員（北村 孝委員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝委員）

すみません、ちょっと今説明いただいたんですが、忠岡町職員育児休業に関する条例第2条の関係でありますけど、私、ちょっとよう分からんのですけど、育児持ちのために1日につき2時間以内に勤務しないこととする。で、1年につき10日相当の時間の範囲内で勤務しないこととする。いわゆる休暇ということですけど、2時間範囲内で勤務しないって、ちょっと理解、どういうあれなんか、もうちょっと分かりやすく。すみません。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

すみません、ちょっと条文に書いている書き方になっておりまして、分かりにくかったと思います。

まず、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことというのは、例えばですけども、我々正職は9時から5時半までの勤務となっております。この中で2時間、午前に2時間取るも自由、帰りの時間を2時間早くして3時半に帰る、これ、育児に合った形で取ってもらえる制度となっております。

もう1つの10日相当という表現は、正職であれば10日でもいいんですけど、会計年度の職員もおりますので、そこは10日相当という表現になってるんですけども、10日間の休暇、先ほどの2時間という取り方は、もう期間を定めて、その期間中ずうっとその人の働き方が3時半に帰るといような形になるんですけども、そちらを選択せずに、いつでも子どもが調子悪くなったときに取れる休暇を10日間用意するかを選択できるという制度となっております。

以上でございます。

委員（北村 孝委員）

ありがとうございます。結構です。すみません。

委員長（河瀬 成利議員）

他にご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ありがとうございます。今の説明でありますけど、説明のときに、1日2時間の範囲内で勤務しないことと、それから10日相当の時間という説明があったんですけど、これのいずれかをとられたように思うんですけどね。どっちかしか選べないということ、2つは取れないということなんでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうしましたら、10日相当の時間というのが、こっちのほうに書かれている時間にしたら、それが77時間30分になるということによろしいですか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。それで、条例改正による影響というふうに一番最後に書かれているんですが、制度の利便性が向上するというふうに書かれています。この条例改正によって職員の方々の勤務体制が良くなるということで理解してよろしいんですかね。悪くはないですね。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

悪くなるというところでは全くございません。条例2本の改正ということで申し上げましたけども、1本目は条例に規定をすることにはなりましたけども、現在も同じことを案内等はしているところがございます。

2点目については、先ほどから選択肢が1つ増えたというところで、後退するものではないかとございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。出産されて育児があって、しばらく休むと、なかなか職場に戻れないということが、この役場だけでなく企業にお勤めの方なんかでも聞くんですけど、やはりお子さんを産んだ後でも職場に戻って勤務できるという体制がね、また、周りのそういった、何て言うんやろ、心遣いというのも要ると思うんですけどね。やはり戻れるようにというところは大事だというふうに思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

もちろん職員、その同じ課に所属するスタッフは、休業に入っている間もその職員の業務を分担して担ってるわけなんですけども、戻ってきたときには、もうやり方の分かっている職員ですし、やはりウェルカムといいますか、迎える態勢はできていると思っております。それに加え、当然のことながら、育休明けやからすぐフルで働けるんかというところ、子どもさん小さい間はすぐ熱出たりというところも、各課の中でそこは理解して、今のところ私どもに届いているトラブルというのはないというところがございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。それと、条例の改正前と改正した後の比較表が出ているんですけども、育児休業法というのが今度、地方公務員の育児休業等が変わって、4項のところは、これは地方公務員と入っているのが、改正の後は育児休業法とあって、地方公務員というのがこっちは抜けてるんですね。ちょっとこれはどういうことなんでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

すみません。これはちょっと修正といいますか、改正前のところを見ていただくと、3項で育児休業法って表現してるんですけども、4項で地方公務員法のこの正式な法律名の後に、「以下、育児休業法と言う」規定をしてるんですね。

これ、本来は初めに出てくるほうで、「以下、育児休業法と言う」という表現を、初めに出てくるほうでしないといけなかったんですけども、それがちょっとできてなかったんで、今回修正したところでございます。

改正後のところを見ていただくと、初めの3項のほうで正式な地方公務員の育児休業等に関する法律というのを表現し、その後に「以下、育児休業法と言う」という、ここで以下こう言いますよというのをしてるんですけど、それを4項では育児休業法という、以下こう言うという表現に変えてるんです、それが以前は逆さまになってましたんで、ちょっとそこは間違いがあったところを修正したところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。では、最後なんですけどね、介護のところ、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等、「等」が入っています。で、改正前は入ってなかったので、この「等」というところはどいった方が含まれることになるんでしょうか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

すみません。何ページの何条というところでしょう。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

7分の3というところかな。

委員長（河瀬 成利議員）

7分の3、何ページ。

委員（河野 隆子議員）

ページ数、書いてない。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

7分の3で分かります。15条の4のところでしょうか。

委員（河野 隆子議員）

そうですね、はい。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

ちょっと後でお答えさせていただいてよろしいですか。すみません。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。ちょっと「等」が入ってるんでね、少し対象者が広がるのかなというふうに、介護離職という言葉もありますので、増えるということで改善されるのかなというふうに思いました。また、後ほどで結構ですのでお知らせください。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ほかにございませんね。これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第35号 忠岡町職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例及び忠岡町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

議案第36号 忠岡町職員旅費条例の一部改正についてを、担当課より説明を求めます。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

議案書49ページをお願いします。議案第36号、忠岡町職員旅費条例の一部改正について説明いたします。議案第36号秘書人事課資料1をご覧ください。

条例改正の背景ですが、現在の社会情勢を鑑み、公家公務員等の旅費に関する法律の一部改正により、移動・宿泊にかかる実勢価格等との乖離を解消し、また支出方法等に現在の社会事情に合わせた措置が行われたことから、本条例について改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきましては、主な内容について記載しております。

1点目、旅費の支給に関し、旅行代理店等に対して旅費相当額を直接支払うことを可能とする。

2点目、定額支給であった宿泊費を上限つきの実費支給とする。これは現在、特別職で1万3,000円、一般職員で1万2,000円である宿泊代、ホテル代を実際に払った実費支給へと改正するものでございます。

3点目、昼食代を含む諸雑費として支給していた日当を廃止し、宿泊を伴う諸雑費として宿泊手当を支給するものでございます。

4点目、鉄道の距離規定を廃止し、座席指定料金の支給を可能とする。これは具体的に申し上げますと、現在の規定では新幹線に乗った際にも、指定席料金を支給対象外となっております。本改正により座席指定料金を支給できるものとするものでございます。

条例改正による影響でございます。宿泊を伴う出張の際の宿泊手当や新幹線を利用した際の座席指定料金などの支給について、実情に応じ必要額を実費で支給することができることとなります。

議案第36号秘書人事課資料2では、新旧対照表をご用意しております。

施行日は、交付の日からとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は以上のとおりです。ご質疑をお受けいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません、今まで座席指定のお金が支給されていなかったということで、私、議長、副議長なんかは東京ね、出張でいつもついてきていただくんですけど、一緒に座席指定のところで座っていただけてますが、それは自腹というか、そういった形だったんですね、今まで。そうなんですか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

はい、本町からは出ていない料金になっているかと思えます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうですか。自分だけ自由席のほうに座るというのが、やはり私たちの面倒を見ていただけてましたので、そこで職員の方が自腹というところは申し訳ないのですが、それが今後改定されて、それも出るというご説明であったというふうに思います。そうですね。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ありがとうございます。申し訳ないね、今までそういったことがあったというのが分かりました。すみません。

それで、日当が廃止されて、宿泊手当を支給するということになってるんですけど、例えば、もちろん食事もね、ホテルなんか泊るとあるというふうに思うんですが、そこら辺はどうなるんですかね。宿泊はええけど、ほとんどホテルなので食事別ですもんね。

そこら辺はどうなるんですか、朝食とか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

宿泊手当ということで、今、規則で定めることになるんですけども、今の案としては2,400円という数字を、他団体と同様、2,400円というふうになる案を持っております。その場合には、今おっしゃっていただいた食事、ホテルばかりでなく旅館等についている場合もございますので、ついていた場合はその分をちょっと減らさせてもらうというような規定になっております。例えば、朝食、夕食いずれかが、朝食だけついてるという場合は800円減らして1,600円となる。朝・夕食ともについている場合は宿泊手当自体が800円になるということで、そういう規定となっております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうですか。2,400円というところで、そしたらやっぱりどうしてもそこから足は出ていくのかなというふうに思うので、引率なんかでついていていただいても、職員さんにとってはちょっと負担をされているというところは今までもやし、今後もやっぱり出てくるのかなというふうには思うんですけども、どうでしょうかね。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

この辺、昔からちょっと議論はあるんですけども、いずれにしましても出張先であつても自宅でおつても食事は必要になるものであり、自宅で食べるときには当然のことながら自分で払ってますから。ただ、おっしゃるように東京へ行ってちょっと割高な食事になってしまう、そういうときに一定のこういう金額が出るという考え方に基づいてというところで、全額までというのはなかなか難しいかなと思っております。

以上でございます。

委員（河野 隆子議員）

最後にします、委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

今ね、国の考え方でも、病院で食事をとらなくても、家におつても食事をとるというような感じで請求されるというところもあると思うんですね、介護施設であつても。そういったところで、ちょっとね、なかなか金額を増やすというのは難しいかとは思いますが、これが特別職が1万3,000円で、一般職が1万2,000円になるというところで、都道府県によっていろいろと上限が決まっているというふうには聞いているんですが、そうなんですかね。上限決まっているんですかね。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今、副委員長おっしゃってた1万3,000円、1万2,000円、特別職1万3,000円、一般職1万2,000円というのは現行でございます。条例改正前です。

前にはそこまで出せてたんですけども、改正後は、条例改正の背景等でも説明させてもらうんですけど、実勢価格に合わせたというところになってますので、今ご指摘いただいたように、都道府県によって金額の上限が別に定められる形になります。

これも他団体と同様の金額で、私どもホテルの実勢価格を調べるすべがございませんので、国の使っている表をそのまま採用することになると思うんですけど、それによりますと、東京が最大1万9,000円であつたり、逆に鳥取県、島根県、8,000円、9,000円とか、その都道府県によって金額は実勢価格が変わるという意味で、最大の金額

は、上限は定められているということでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

すみません、ちょっと自分が理解できなくて。インバウンドとかいろいろあってね、大阪の難波の辺でも、本当にビジネスホテルでちっちゃい部屋でもね、食事も何もついてなくても1万6,000円、7,000円というところもあるんでね。それは実態に合わせてということなんですが、そしたら今言われた東京やったら1万9,000円ぐらいかなとおっしゃったんですけど、そしたら現行は一般職で1万2,000円だったけれども、例えば1万9,000円だったら1万9,000円出るということではよろしいんですか。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

中定次長。

町長公室（中定 昭博次長兼秘書人事課長）

今、先ほども申し上げたように、上限ですので、当然その次の会場となる場所との合理性であったり、あまり遠隔地になると安いところもあるでしょうけども、ということも含めて、経済的かつ合理的な金額のところを選択して、その上限が1万9,000円となるということでございます。実際のホテルの宿泊代が1万3,000円であれば1万3,000円の支給となります。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

これで討論を終結いたします。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。議案第36号 忠岡町職員旅費条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

それでは、議案第37号 令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）についてを担当課より説明を求めます。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

議案書の55ページをご覧ください。議案第37号、令和7年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明させていただきます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,139万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億1,854万1,000円とするものでございます。内容につきましては、後ほど事項別明細書により総務事業常任委員会に係るもののみご説明させていただきます。

第2条は、地方債の補正で、地方債の追加は、第2表、地方債補正によるものでございます。

それでは、59ページ、第2表 地方債補正をご覧ください。

地方債の追加でございます。今回の追加は、Jアラート受信機更新業務に伴う地方債の追加でございます。起債の目的は防災対策設備等整備事業債で、限度額を300万円とするものでございます。

61ページをご覧ください。歳入で、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、補正額42万5,000円は、社会資本整備総合交付金防災安全でございます。

第15款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 総務費補助金で、補正額15万円は、大阪府震災対策推進補助金でございます。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金で、補正額58

2万4,000円でございます。

次ページに参りまして、第20款 諸収入、第4項 第1目 雑入で、補正額200万円は、コミュニティ助成事業補助金でございます。

第21款 第1項 町債、第1目 総務債で、補正額300万円は、防災対策設備等整備事業債でございます。

次ページに参りまして、歳出で第1款 第1項 第1目 議会費で、補正額442万8,000円は、町議会議員改選に伴う諸経費でございます。

次ページに参りまして、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第12目 災害対策費で、補正額620万6,000円は、令和8年度から防災気象情報の体系整理が行われることに伴うJアラート受信機更新業務委託料、災害時に備えて必要とされる備蓄型自動パック式トイレやテントなどの防災資機材等購入費、木造住宅の所有者に対して耐震改修を促進し、災害による被害の軽減を図るための既存民間建築物耐震改修補助金でございます。防災資機材等購入費は、財源として、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業コミュニティ助成事業補助金が200万円交付されます。また、既存民間建築物耐震改修補助金は、国の住宅建築物耐震改修等事業補助金において2分の1、及び府の大阪府震災対策推進補助金において4分の1以下の財政措置がなされます。

第3項 第1目 戸籍住民基本代帳費で、補正額25万4,000円は、各種証明書等コンビニ発行手数料でございます。

次ページに参りまして、第6款 農林水産業費、第1項 農業費、第3目 貸菜園費で、補正額51万5,000円は、忠岡町貸菜園原状復旧工事でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、今さらですけども、61ページの財政調整基金繰入金、補正額582万4,000円。これ、財調に積み立てるということですか。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩根参事。

経営戦略課（岩根 由佳参事）

積み立てるわけではなくて、歳入と歳出の総額を合わせるために繰り入れるものでござ

います。

委員（北村 孝議員）

もうちょっと平たく、すみません。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

岩佐課長。

経営戦略課（岩佐 式人課長）

補正予算で歳出予算がございまして、そのうちですね、特定財源を充てれるものについては国費、府費なりその他補助金を充てにいくんですけれども、もともと一般財源しか充てれない予算の分については財政調整基金から繰り入れるという形で、予算上、歳入歳出を要は調整して、収支を合わせてるというところがございます。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

いやいや、財調をあまりため込んだらあかんでというようなトップの考え方やから、どうなのか、ちょっと聞かせてもらっただけで。結構です。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

Jアラートの予算が出ているんですけれども、今までJアラートというたら、有事のとき、ミサイルが発射されたよというときに流れてくるというふうに思うんですけど、今後は気象庁の、例えば今ね、大雨が急に降ってきたりとか、いろんな気象、地球温暖化でいろいろとそういった被害も出ているんですけど、その気象庁の分が加わるということでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

Jアラートですが、もともと津波警報と緊急地震速報と弾道ミサイル発射情報といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を瞬時に伝達するものでしたので、今回の防災気象情報の体系整理が行われることに伴って、それに対応可能な受信機に更新するものになっております。

委員（河野 隆子議員）

はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうしましたら、今までも津波とか台風であったりとか、そういうのはこの受信機の、これは人工衛星か何かから飛んでくるんでしょうけどね、声が。それは入っていたということなんですかね。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

入っていて、今回は何か追加されるということによろしいんですか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

追加というよりもですね、防災気象情報の体系整理が行われますので、それに対応可能な受信機に更新を行うというものになります。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。それで、地方債で300万の限度額というふうに出ているんですが、これについては、後で交付税措置とか、そういうのがあるんでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

緊急防災減災事業債を活用しまして、充当率100%、交付税措置率70%となっております。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そしたら、70%は交付税措置されるということでもありますね。分かりました。

それで、あとちょっと、一遍に質問だけしておきます。

防災資機材購入費というのが入っているのですけれども、これは何を買うのかと。ちょっとこれが1つと、それから民間の耐震改修補助金が補正されています。これは増えたのかねというところと、あともう1点は、各種証明書のコンビニ発行手数料、これはやはり庁舎になかなか来れない、遅くまでお仕事されているとかいう方が住民票を取ったりとか、そういったことでよろしいですかね。件数は幾らほどあったんでしょうか。その3点お聞きします。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

まず、自治防災課から購入する資機材についてですが、各地区自主防災組織で必要な防災資機材をお聞きし、整備を行います。能登でも問題となったように、災害時のトイレ問題は、感染症や排泄の我慢を招き、災害関連死の原因にもなり切実です。また、令和5年度に同助成事業を活用し、各地区自主防災組織に蓄電池を整備済みであり、蓄電池を活

用し、衛生的で臭わない備蓄型自動パック式トイレを中心とした資機材を整備予定しております。

以上です。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

民間建築物耐震改修補助金のことでお聞きしていただいているんですけど、これ、増えたのかって、金額ですか、数ですか、どっち側をお答えさせていただいたらよろしいですか。

委員（河野 隆子議員）

数。

産業建築課（坂本 健三課長）

数ですか、はい、すみません。

当初予算では、数は2件で要望させていただいてたんですけども、3件目のもう1件、これ、補正で上げさせていただいております。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。もう1件。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

すみません、委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

谷野次長。

産業住民部（谷野 彰俊次長兼住民人権課長）

各種証明書コンビニ発行手数料の件でございます。コンビニ交付におきまして、住民票、印鑑証明の取得が可能となっておりますが、1件当たり住民さんの手数料としては300円となっております。その内訳としまして、地方公共団体情報システム機構、J-LISと言われていたところでございますが、そこへの委託手数料としては180円かかってまいります。

各コンビニエンスストア、皆さん取られに行くコンビニでございますが、そちらの利用料が117円でございます。300円からその2つを差し引きますと、町の収入が300円当たり3円という形になっております。住民の皆様がコンビニにおいて住民票または印鑑証明発行の手続を行った場合におきまして、後日、J-LISのほうより本町に納入される金額ですが、1件当たりの発行手数料は300円に対し、コンビニ利用料である117円を差し引いて納入されることになっております。

住民の方々が1件当たり納める発行手数料は300円であることから、300円納入があったようにするため、117円の公金振替を行うため、資金確保のため今回補正させていただくものでございます。

件数につきましては、住民票と印鑑証明、住民票のほうは1,384通、印鑑証明が785通、年間見込みという形でこの金額を上げさせていただいているところでございます。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ありがとうございます。そうしましたら、防災資機材のほうは自動パック式トイレを主に買われるということなんですけど、これは各地区、12あるのかな、の自治防災のところに、いろいろと聞き取りもされているようですけど、これは持ち回りというのか、1軒だけじゃなくて何軒かの、何軒かって言うたらおかしいな。自治会の数というのか、いろいろ自治会あると思うんですけど、自主防災ね。これは1つだけの地区の費用なんですか。でなくて、何地区の自主防災の金額になっているのかというところはいかがでしょうか。

自治防災課（朝野 恵美課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

朝野課長。

自治防災課（朝野 恵美課長）

今回、補助金が下りますのは、地域防災組織育成助成事業について助成金が下りますので、こちらの実施主体は町となっておりますので、町のほうで入札を行って購入した資機材を、全ての自主防災組織のほうに整備させていただくものになります。

委員（河野 隆子議員）

なるほど。はい。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

分かりました。全ての自主防災のところには配られるということですね。分かりました。

あと、民間の耐震の改修の補助金は、1件ね、ちょっと増やされたということで、耐震診断はするけれども、改修になると200万、300万かかるということで、なかなかや

らないお家があるということはお聞きしています。

それで、やっぱりこの補助金のほうね、課税、非課税で違うんだけれども、やっぱり増やしていくと、金額をといたところで、耐震化が進むんじゃないかなということで質問もしたことがありますけどね、その点についてはいかがでしょうか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

以前からご質問いただいております、本町の回答というのがなかなかええ回答できないんですけども、大阪府内を見ましても、この85万円とかっていうのがええほうやと思っております。どこの市とは言いませんけども、まだまだ40万円の補助をやっているところもございますし、うち本町は80万円で、今年度からこれ85万円になったんですけども、これがトップクラスというか上位のほうで補助させていただいておりますので、また引上げとなりますと、国・府、で、町の当然単費もございますので、その辺と調整しながら検討させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

ぜひ促進できるように、トップクラスということで努力もさせていただいておりますけども、やはり国や府にぜひ補助金の引上げというところは要望していただきたいというふうに思いますが。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

すみません、先ほどの件ですけども、府の補助金が、これ天、決まっておりますので、当然今、国が2分の1、府が4分の1になってるんですけど、府の補助金の上限が50万円になってますので、必ずしも4分の1とは限りませんので、マックスで12万5,000円ということで決まっておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

委員（河野 隆子議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

河野副委員長。

委員（河野 隆子議員）

そうであっても、ぜひ要望はしていただきたいというふうに思います。

以上です。

委員長（河瀬 成利議員）

よろしいですか。他に、ご質疑ございませんか。

委員（北村 孝議員）

すみません。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

すみません、65ページの農業費の貸し農園、3目の貸し農園費ですけども、これは以前説明のあった地主さんからの返還の申入れがあったのでということだと思っております、当然借りてはる人もおるわけで、実際どれくらいの方が借りてたのか。その方々の代替というか、ほかにも貸し農園の場所あると思うんですけど、当然使用されてるとは思いますけど、現在この返すところの農園の使用していた人の代替地というか、また今後、なかなか貸していただけるというのは難しいかなというところもあるんですけど、今後、貸し農園の、これに代わる貸していただけるところの検討というか、どれくらい見てはるのか。全くないのか、当たるのか当たらないのか、この辺をちょっと教えていただきたいです。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

すみません、現在のところ、代替地、農協さんの菜園がございますので、そちらのほうにご協力いただいて、希望者につきましては農協さんに移っていただいている現状でございます。

あと、高齢者の方は福祉農園、空いてるか、ちょっと分からないんですけど、そちらのほうもございますので、現在のところ、産業建築課に新しい貸菜園をつくってくれというような要望は現在のところございません。

ただし、これから先、貸菜園を何もしませんというわけではございませんので、一旦仕切り直して、これから適正な場所があるのであれば、また検討していこうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

これ、ここの返す分の貸し農園、何人ぐらい、どれくらいの方が借りてたのか。あと、その方々、使ってた方が農協に協力していただいて、そちらに移っていただいているという方もあるんですけど、農協はたしか2,000円か何かとちやうかったかな、町のとまた金額が違うんで、その辺の補助いうんか、いや、それはもう全部自己負担ですよということになるのか、その辺ちょっと教えてください。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

すみません、ちょっと数は持ち合わせてないので、またお調べさせていただきます。金額につきましては、当然、町の貸菜園より高いというのはお聞きしてるんですけど、こちらも幾らというのがちょっと私ら把握してませんので、なかなかそこに対して補助できるかどうかというところも、できるのであればまた検討はさせていただきますし、なかなかその位置づけというのが難しいので、またその辺につきましても、ゆくゆく検討はさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

また別の視点で、福祉とこれ両方ありますよね、貸し農園、福祉関係と。福祉関係というのは結構抽せんあるんですよね。年に1回かな、何かガラガラポンするみたい。そやけど、この今日出てる分の貸し農園については、これ1回借りはったらずっと、返すか、そうでないと、ずっと同じ人が使えるという状況であるというのはちょっと聞いたことがあるんですけど、その辺のちょっと確認。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

ずっと永遠にというか、2年に1回利用調査さしていただいて、返していただける見込みがありましたら、空いたところは抽せんさしていただいているんですけど、ずうっと、議員おっしゃっていただいているように使っていただいている方については、ずうっと継続で使っていただいているような状態でした。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

以前、私のほうにもちよっと苦情というか、福祉のほうは何年かに1回、抽せんというかあるのに、一般に貸し出しているやつは、1回借りたら返さん限りはずっと使えると。この辺の部分というのは不公平じゃないかという住民の方からのお声もありましたんで、その辺も含めて今後ちよっと検討していただければありがたいなと思いますけど、そういった苦情はないでしょうか。

産業建築課（坂本 健三課長）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

坂本課長。

産業建築課（坂本 健三課長）

貸菜園を借りられてる方の中には、お金をかけられて土の入替えとかもされてる方もございますし、その辺は苦情というんか、その辺は私らは聞いてございません。

委員（北村 孝議員）

委員長。

委員長（河瀬 成利議員）

北村委員。

委員（北村 孝議員）

私らにそういった声がありましたんで、またそういった方向もひとつ検討していただければありがたいと思います。

以上です。

委員長（河瀬 成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

ないようですので、続いて討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

続いて、採決を行います。

お諮りします。議案第37号 令和7年忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬 成利議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

委員長（河瀬 成利議員）

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件について、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員会委員長報告を行います。委員の皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

その他、理事者側で何かございませんか。ないですか。

ないようですので、総務事業常任委員会を閉じます。

閉会に当たり、町長よりご挨拶いただきます。町長。

町長（是枝 綾子町長）

本日は長時間にわたり慎重なご審議を頂き、またお認めも頂き、ありがとうございました。今日頂きました貴重なご意見は、またしっかりと受け止めて、検討もしてまいりたいと思います。

梅雨も明けまして大変暑い日が続きますけれども、議員皆様方にはご自愛いただき、またご活動いただきますよう、よろしくお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

委員長（河瀬 成利議員）

ありがとうございました。

以上で、総務事業常任委員会を閉じます。

委員の皆さん、本日は大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

（「午前10時54分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和7年7月2日

総務事業常任委員会委員長 河 瀬 成 利

総務事業常任委員会委員 北 村 孝